

なお、27年3月の見直しで、地盤沈下防止のため、工場ごとに定められている地下水採取量を超過した場合の取扱いについて、規定を整備しました。

エ 環境保全協定の取組について

法令よりも厳しい基準を盛り込んだ協定により、これまで大気汚染や水質汚濁などの産業公害の防止に大きな成果を挙げてきました。

今後も、地域住民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、環境保全協定や各関係法令等に違反することなく、企業の社会的責任を十分再認識して企業経営に当たるよう、各企業に対し指導を行います。

(2)かずさ環境協定

千葉臨海地域に進出している主要企業と締結している環境保全協定とは別に、かずさアカデミアパークに対する総合的な環境保全対策を目的として、県、地元市、企業等の三者間で「かずさ環境協定」を締結しています。

6年6月に(財)かずさディー・エヌ・エー研究所と協定を締結したのを始めとして、28年3月末現在、23事業所との間で協定を締結しています。

今後もかずさアカデミアパークへの事業所進出に伴い、協定締結の申入れを行っていく予定です。

なお、制度の概要は下記のとおりです。

ア 環境の維持・向上のための基本的方向

かずさアカデミアパーク及びその周辺地域の環境の向上や環境への負荷の軽減等協定の目的を定めています。

イ 環境活動の内容

環境活動の総合的推進、法令等による環境保全対策の実施、新たな環境汚染の未然防止、廃棄物の適正処理等、事業所が実施すべき環境活動について定めています。

ウ 環境活動管理制度

環境保全組織の整備、環境への影響の把握、環境報告書の作成、住民との交流の促進、事

前協議、事故に関する対応、報告及び調査等環境活動を管理するための制度について定めています。

エ 責務の確認等

違反時の措置、被害補償、情報の適正な管理、地位の承継等について定めています。

3. 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされています。

同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場です。

公害防止組織は、公害防止対策を総括管理する「公害防止統括者」、公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」及び一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務付けられています。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事（政令で定める市町村長）に届け出なければなりません。

なお、県は（一社）千葉県環境保全協議会を通じ、公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っています。

4. 公害紛争・公害苦情の処理

(1) 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられています。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁を行い、また公害審査会は、公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っています。

千葉県公害審査会は 15 名の委員で構成されており、昭和 46 年 3 月の設置以来、平成 28 年 3 月末までに 81 件の調停事件の処理に当たりました。

27 年度は、前年度から継続している調停事件 1 件について手続が進められ、終了しました。

(2) 公害苦情相談

ア 公害苦情相談員

公害に関する苦情については、公害苦情相談員らが、住民からの相談あるいは苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めています。

公害苦情相談員は、「公害紛争処理法」第 49 条の規定により、県及び 13 市町に設置されています。

28 年 3 月末現在、県では「千葉県公害苦情相談員設置規程」に基づき環境生活部関係各課、各地域振興事務所に 42 名を、また市町村では 86 名を置いています。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で 128 名、市町村で 437 名が担当者として苦情の相談に応じています。

イ 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移は図表 6-4-2 のとおりであり、27 年度の新規受理件数は 5,282 件（県 287 件、市町村 4,995 件）です。

苦情内容を種類別に見ると、典型 7 公害については、騒音に関するものが最も多く、次い

で大気汚染に関するものとなっており、この 2 種類で典型 7 公害の苦情の約 7 割を占めています。

また、典型 7 公害以外のものでは、廃棄物投棄（1,221 件）などが多くなっています。

図表 6-4-2 公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移

年度 種類別	25		26		27	
	件	%	件	%	件	%
典型7公害	3,311	62.2	3,326	61.2	3,253	61.6
大気汚染	1,117	21.0	996	18.3	1,093	20.7
水質汚濁	185	3.5	206	3.8	204	3.9
土壌汚染	4	0.1	5	0.1	9	0.2
騒音	1,267	23.8	1,401	25.8	1,239	23.4
振動	141	2.6	136	2.5	115	2.2
地盤沈下	0	0.0	1	0.0	1	0.0
悪臭	597	11.2	581	10.7	592	11.2
典型7公害以外	2,011	37.8	2,113	38.8	2,029	38.4
計	5,322	100.0	5,439	100.0	5,282	100.0

※騒音には低周波音を含む

5. 環境犯罪の取締り

(1) 廃棄物事犯

産業廃棄物の処分代金を浮かせるため不適正処理する事業者は後を絶たず、小規模な不法投棄事犯や不法堆積の脱法的事犯は依然として行われており、その手口はますます悪質・巧妙化しています。

また、家庭ごみのほか、家具など粗大ごみの一般廃棄物の不法投棄事犯が増加しています。

的確な取締り等の対応により早期解決を図り、環境破壊につながる事犯の拡大防止に努めるとともに、悪質な廃棄物事犯を重点に取締りを推進しています。

ア 検挙事例

27年中に検挙した事件の主な事例は次のとおりです。

(ア) 市町村長の許可を受けないで、県内の一般家庭から有償で処分を委託された廃品回収会社の社長ら5人を廃棄物処理法違反で検挙しました。

(イ) 自己の敷地内で、動物のふん尿を染みこませた新聞紙在中のゴミ袋約117tを不法投棄していた元ブリーダーの男を廃棄物処理法違反で検挙しました。

(ウ) 知事の許可を受けないで、事業所から排出されたガラスくずなどの産業廃棄物を自社の残土置場まで運搬させていた会社社長のほか、関連業者など5人を廃棄物処理法違反で検挙しました。

イ 取締り状況

27年中の取締り状況は、別表 6-4-3 のとおりです。

(2) 海上環境事犯

ア 海洋汚染発生状況

27年の東京湾内の千葉県沿岸部における海洋汚染の発生状況は14件です。

汚染の内訳は、

- ・ 油による汚染 8件
- ・ 工場排水による汚染 3件

- ・ 廃棄物の不法投棄 0件

- ・ 青潮 3件

でした。

千葉海上保安部、木更津海上保安署及び、館山分室では海上環境事犯の取締り及び情報収集を実施するとともに、海洋環境保全思想の普及のために一般市民、小中学生を対象に啓発活動を実施しています。

イ 取締り状況

27年の取締り状況は図表 6-4-4 のとおりです。

図表 6-4-3 廃棄物事件の検挙状況

		平成27年検挙件数	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	産業廃棄物事犯	無許可処理業	1
		不法投棄	11
		不法焼却	32
		委託違反	7
		その他	2
	一般廃棄物事犯	不法投棄	161
		その他	99
	計		313

図表6-4-4 海上環境事犯の検挙状況

法令態様別	平成27年検挙件数	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	油類排出	5
	廃棄物排出	0
	その他	6
	小計	11
水質汚濁防止法違反	排出基準違反	3
	その他	0
	小計	3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	廃棄物投棄	0
	その他	0
	小計	0
港則法違反	脱落防止	4
	小計	4
計		18

6. 公害健康被害補償予防制度

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償予防制度

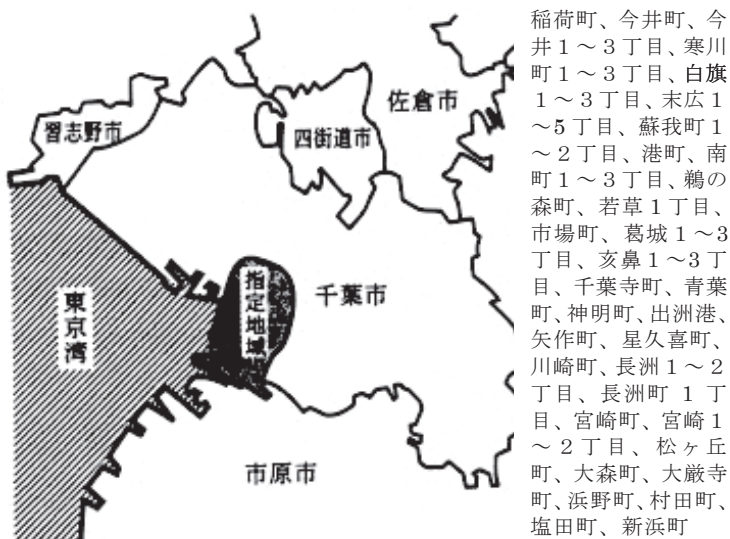
ア 補償予防制度の経緯

公害健康被害者に対し、損害を補填するための補償給付を行うとともに、健康被害者の福祉に必要な事業を実施することにより、被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的として、昭和 48 年に「公害健康被害補償法」が制定され、健康被害発生区域（第一種地域、第二種地域）の指定、補償給付の種類、健康被害者の認定、健康被害によって失われた健康を回復させる福祉事業、これらに必要な費用の負担等が定められました。

この法は、健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきましたが、その後の大気汚染防止対策の進展等により制度を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、昭和 62 年 9 月に改正が行われ、法律名も「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「補償法」という。）に改められました。

昭和 63 年 3 月 1 日の補償法及び同法施行令の施行により、第一種地域の指定は全面解除され、同日以降は新たな患者の認定は行われず、既に認定された患者への補償の継続と健康被害の予防に重点を置いた施策が展開されています。

図表 6-4-5 補償法による指定地域(旧第一種地域)



イ 千葉県における状況

千葉県では、第一種地域として千葉市の一部(図表 6-4-5)が指定されていましたが、前記の指定解除により、現在、新たな患者の認定は行われていません。

千葉市における認定状況は、図表 6-4-6 のとおりであり、28 年 3 月末現在の認定患者数は、241 人であり、27 年度に支給された補償給付の総額は約 3 億 932 万円となっています。

また、被害者の健康回復を図るため転地療養、訪問指導などの公害保健福祉事業が実施されています。

(2) 千葉市公害健康被害救済補償事業

千葉市では、補償法に基づく補償を補完・充実するため、昭和 51 年 1 月に「千葉市公害健康被害救済補償要綱」を制定し、(一財)千葉県公害防止協力財団の協力を得て、県内のばい煙等の排出企業からの拠出金に基づき、次の市独自の補償事業を実施しています。

- ① 「千葉市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」(昭和 47 年 7 月施行、補償法による地域指定を受け昭和 49 年 11 月廃止)による認定患者で、補償法適用前に指定地域外へ転出したため、法の適用を受けられない者に対する法と同様の補償
- ② 補償法及び要綱による認定患者に遺族補償金等を支給することにより、法による補償内容をさらに補完・充実

27 年度に支給された補償給付の額は約 947 万円となっています。

図表 6-4-6 認定状況(28 年 3 月現在)(人)

認定審査状況	審査件数	1,163(32)
	認定	1,077(29)
認定失効者	否認定	86(3)
	死亡	518(8)
	治癒届出等	32(-)
	否更新	99(10)
	更新申請せず	195(5)
	転出	12(2)
他地域からの転入		20(-)
被認定患者		241(4)

() の数字は要綱による数(外数)

7. 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特殊事情を反映するものであり、本県の環境行政体系において重要な役割を果たしています。

27年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりです。

(1) 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るため、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めています。

現在、市町村が常時及び定期監視を行うために設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布しています。(図表 6-4-7)

図表 6-4-7 市町村の公害監視測定箇所数

	測定市町村	測定点		
		常時	定期	計
大気汚染関係	27	96	199	295
水質汚染関係	39	0	1,328	1,328
騒音関係	31	22	271	293
振動関係	13	0	70	70

(2) 公害防止協定

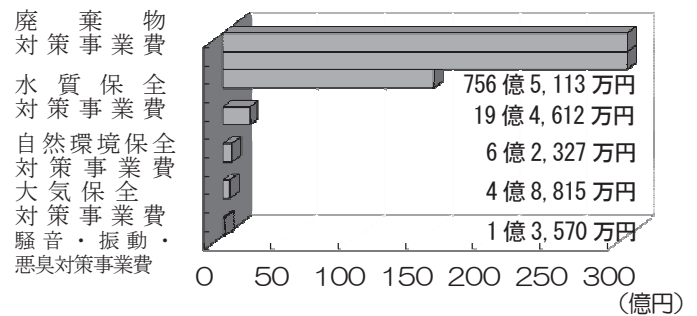
現在、29市町において、総数 821 企業との間で公害防止協定を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指しています。

市町村別では、野田市 (225 社)、柏市 (116 社)、市川市 (65 社) で締結企業が多く、企業の種類別では、鉄鋼・金属 (132 社)、食料品 (77 社)、電気機械器具 (68 社) 等が多くなっています。

(3) 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況の中で、多様化する環境問題に対応すべく環境保全対策予算の確保に努めています。(図表 6-4-8)

図 6-4-8 市町村における主な事業別予算



(4) 融資・助成制度

現在、千葉市ほか 8 市では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しています。

融資・助成制度が設けられている市は次のとおりです。

千葉市、市川市、野田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、浦安市、いすみ市

(5) 公害苦情相談

27年度において市町村が新規に受理した苦情件数は 4,995 件でした。

苦情件数のうち典型 7 公害に関する苦情は 3,082 件で、その内訳は、騒音 1,213 件、大気汚染 1,076 件、悪臭 528 件等となっています。

また、典型 7 公害以外は 1,913 件となっています。

(6) 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められています。

27年度は、25市町村で 122 項目について実施されましたが、調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚染関係 64 項目、土壌汚染関係 18 項目、騒音関係 15 項目、大気汚染関係 13 項目、振動関係 5 項目、悪臭関係 3 項目となっています。

なお、28年度は 24 市町村で 123 項目の調査研究が予定されています。